

議案第54号

木津川市児童発達支援センター条例の制定について

木津川市児童発達支援センター条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第43条の規定に基づく児童発達支援センターを令和6年4月に開設するに当たり、当該センターの設置及び管理に関し必要な事項を定め、併せて、相楽療育教室を廃止するため、本条例を制定するものです。

木津川市条例第 号

木津川市児童発達支援センター条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）

第43条に規定する児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
相楽児童発達支援センター	木津川市木津清水27番地11

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業（以下「児童発達支援事業」という。）
- （2） 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業（以下「保育所等訪問支援事業」という。）
- （3） 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業（以下「障害児相談支援事業」という。）
- （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する計画相談支援に関する事業（以下「計画相談支援事業」という。）
- （5） 前4号に掲げるもののほか、発達の支援が必要な児童に対する機能訓練、当該児童の保護者に対する発達に関する相談その他市長が必要と認める事業

（利用資格）

第4条 事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 児童発達支援事業 次のア及びイのいずれにも該当する者
 - ア 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた保護者に係る障害児又は法第21条の6の規定による措置に係る障害児
 - イ 原則として1歳以上の小学生就学前の者であって、保護者とともに通所できるもの
- (2) 保育所等訪問支援事業 前号アに該当する者
- (3) 障害児相談支援事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 計画相談支援事業 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等の保護者
- (5) 前条第5号に掲げる事業 発達に関する支援が必要と市長が認める者
(利用手続)

第5条 事業を利用しようとする者(児童にあつては、その保護者。以下同じ。)は、市長に申込みを行わなければならない。

2 事業を利用している者が、事業の利用を中止する場合又は前条の規定に該当しなくなった場合は、当該利用者(児童にあつては、その保護者)は市長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を制限することができる。

- (1) 事業の定員に余裕のないとき。
- (2) 事業の利用者が感染症にかかったとき、又はその疾患が他のセンターを利用する者に感染するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第7条 事業を利用しようとする者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料等を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業 法第21条の5の3第2項

第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用について、実費に相当する額の範囲内で別に定める額

(2) 障害児相談支援事業 法第24条の2第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 計画相談支援事業 障害者総合支援法第51条の1第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

(使用料等の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料等を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(木津川市児童発達支援事業所条例の廃止)

2 木津川市児童発達支援事業所条例（平成24年木津川市条例第6号）は、廃止する。

(木津川市児童発達支援事業所条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、廃止前の木津川市児童発達支援事業所条例の規定により、なされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名	支給 区分	報酬の額		職名	支給 区分	報酬の額	
(略)				(略)			
13 <u>児童 発達支援セ ンター</u> 嘱託 医	年額	基 本 額	22 4,0 00円 /所	13 <u>相 楽療育教 室</u> 嘱託医	年額	基 本 額	22 4,0 00円 /所
		加 算 額	1,0 00円 /人			加 算 額	1,0 00円 /人
(略)				(略)			

(経過措置)

- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下「第4号施行日」という。）前となる場合には、施行日から第4号施行日の前日までの間における第3条第4号の規定の適用については、同条中「第5条第19項」とあるのは、「第5条第18項」とする。

(準備行為)

- 6 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第54号 木津川市児童発達支援センター条例の制定について	
担 当 課	社会福祉課 障害者福祉係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	児童福祉法第43条の規定に基づく児童発達支援センターを令和6年4月に開設するに当たり、当該センターの設置及び管理に関し必要な事項を定め、併せて、相楽療育教室を廃止するため、本条例を制定するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議・検討を行い、条例案を作成 ・調整会議（10月19日） ・政策会議（10月25日） 	
市民参加の状況	<p>■有 □無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者の生活を支援し、地域の課題解決を目的として、山城南圏域の市町村、京都府、障がい福祉に関わる関係団体等で構成される山城南圏域障害者自立支援協議会において、地域における児童発達支援センターの在り方について協議を行った。 ・相楽療育教室利用児童保護者へアンケート調査を実施。 	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	4 福祉
	施策	③ 障がい者福祉 ア. 障がい者福祉の計画的な推進
概算事業費 (単位：千円)	<p>■単年度（令和6年度） □複数年度（ 年度）</p> <p>44,223千円 児童発達支援センター運営事業費（仮）</p>	
将来にわたる効果及び経費の状況	児童発達支援センターの設置により、障がい児及びその保護者への支援体制を強化し、障がい児を預かる施設・教育・保育等との連携の充実により、地域社会への参加、包容の推進を図ります。	